



スマート農業技術の活用を検討されている農業者のみなさまへ
生産方式革新実施計画の認定を受けている方
及び**計画認定の申請を検討している方**へのごあんないです。

“スマ転事業”による **機械導入** のごあんない

(正式名称：スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 スマート技術体系転換加速化支援（地域型）)

ここがポイント！

- ☑ 計画認定※を受けている場合、個人経営の方でも、農業機械の購入費用の1/2の支援が受けられます！ ※ 主な要件は裏面を参照
- ☑ 生産方式革新実施計画の認定者には、事業採択時のポイント制度において7ポイントが加算され、採択審査において有利になります！また、計画申請手続きの簡略化や面積要件不問といった優遇措置があります！
- ☑ スマート農業技術と一体的に活用するスマート農業機械以外の農業機械も対象となります！
- ☑ 補助額は、1件当たり最大2.5億円！大型機械や複数台の導入も可能です！



国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ
農業機械技術クラスター プロジェクトのご紹介より



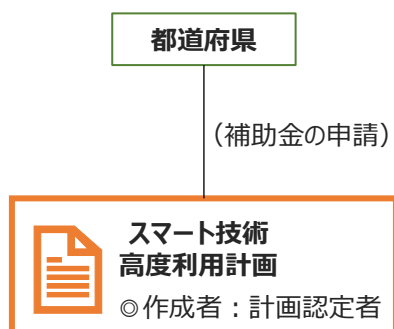
必要な要件（主なもの）

- ① 認定された生産方式革新実施計画に基づき、スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行うこと。また、補助を受ける農業機械はこれらの取組に関連するものとして、生産方式革新実施計画にも位置付けられていること。
- ② 労働生産性を5%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標（単収や品質の向上など）の両方の実現を目指すこと。

取組例（赤字がスマート農業技術）

	水 稲	畑作物	野菜	果 樹
技術課題 (例)	直播栽培の導入	大規模化に対応した 機械化体系の導入	機械化一貫体系の 導入	自動化農機の導入
導入機械 (例)	 自動操舵での播種	 大型ロボトラ	 キャベツ収穫機	 自動追従運搬車
新たな 生産方式 (例)	 直播栽培の 導入面積拡大 (作期分散)	 栽培管理システムから得 られるデータの共有・分 析に基づく生産管理	 出荷予測システムから得 られるデータの共有・分 析に基づく一斉収穫	 省力樹形の導入

事業スキーム



- ▶ 計画認定者は個人(単独)で直接都道府県に申請することができます。
- ▶ 計画認定者には面積要件が課されません。
- ▶ 取組内容に応じてポイントの高い申請者から採択する仕組みであるところ、計画認定者には7ポイントが付与され（満点20ポイントに上乘せして加算）、採択審査において有利になります。

農林水産省 農産局 技術普及課

スマートユニット ☎ 03-6744-2107

事業の申請については、事務所が所在する又は主たる活動を行う農地の所在する都道府県にお問合せください。

詳しい内容については、農水省HPをご覧ください。▶▶▶

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html>

